

リバタリアニズムと、道徳的責任の「程度」の問題

李 太喜 (Taehee Lee)

東京大学

本発表は、自由意志論におけるリバタリアニズムの立場を、道徳的責任およびそれと関係する道徳的・法的実践の観点から批判的に検討するものである。リバタリアニズムとは、行為の自由および道徳的責任が、決定論と両立しないと主張する非両立論の立場の一つであり、同時に決定論を否定して、人間がしばしば自由に行為し、ゆえに行為者は自らの行為に道徳的責任を有すると主張する立場である。

従来リバタリアニズムへは、「不動の動者」や「無からの創造」といった神秘的な能力に依拠して人間の自由意志を説明する立場だとして、多くの批判が投げかけられてきた。それを受けて現代では、自然主義的に理解可能な（自然主義と調和する）リバタリアニズムの理論構築が目指されている。そこで現代的なリバタリアン達は、私たちの行為選択が先行する出来事によって様々な影響を受けることを認めつつ、それが行為を決める全てではなく、行為者に残された介入の余地もあるのだとして、人間的な自由意志を説明する。

ブルース・ウォーラーはこのような現代的リバタリアンの言う自由を、〈すき間の自由意志〉と呼び、心理学などでの経験的な証拠から、そのようなすき間の存在さえ認めたがたいと批判する (Waller (2011))。一方私が本発表で考えたいのは、仮にそのリバタリアニズムの言い分が認められ、そのようなすき間が実在するとしても、それが私たちの道徳的責任やその実践を支えるために十分なのか、である。

そのために注目するのが、道徳的責任の「程度 (degree)」を巡る議論である。これまで自由意志論では、「道徳的責任の必要条件であるところの自由とは何か」や、「道徳的責任 (に必要な自由) は決定論 (非決定論) と両立するのか」が問いの中心にあった。これらは、「いつ行為者は道徳的責任を有し、いつ有さないのか」の線引きに関わる、道徳的責任の「閾値 (threshold)」についての問いだと言える。

一方、道徳的責任が「程度／程度差」を含む概念であることは、多くの哲学者が認めるところであり、また責任帰属の実践でも、この「程度」についての判断は有効性を持つと考えられる (例えば成人は青年期の子供に比べ、自らの行いにより大きな責任を有するなど)。しかしダナ・ネルキンが述べるには、自由意志論は責任の閾値には関心を向けてきたが、程度に関する議論をおざなりにしてきた (Nelkin(2016))。近年になって、このネルキンを含む幾人かの論者から道徳的責任の程度に関する議論が提出されるようになったが、ただしそれらは、フィッシャー&ラヴィッツァの両立論的な自由の理論を主な検討の対象としている (Coates & Swenson (2013)、Nelkin (2016))。本発表では、非両立論であるリバタリアニズムの立場が、この責任の程度をどのように扱うことができるかを検討したい。

リバタリアニズムの立場から道徳的責任の程度について検討することのポイントは

二つある。一つは単純に、リバタリアニズムは立場上、いかなる両立論的自由であっても道徳的責任に必要な自由には足らないと考えるため、両立論的な理論に拠らないリバタリアニズム独自の新しい議論を必要とする点である。本発表では具体的に、ロバート・ケインの出来事因果説とティモシー・オコナの行為者因果説の二つの理論を取り上げ、これらの理論のもとで道徳的責任の程度がどのように理解でき、また確保可能であるかを確認する (Kane (1996)、O'Connor (2000))。

もう一つは、道徳的責任の程度と、応報主義を前提とした道徳的・法的実践の在り方との関係にある。仮に、犯罪行為をした行為者に対する刑罰や量刑の判断に、その行為に対して行為者が有する道徳的責任の「有無」だけではなく「程度」が影響するという理解が採れるとしよう。この時、リバタリアニズムと責任の程度の間を巡る考察は、リバタリアニズム的自由や責任を前提とする応報主義的な刑罰実践を考えるうえで、重要な意味を持つことになる (むしろこのような実践的含意を考えた時、責任の程度に関する議論が自由意志論において十分になされてこなかったことは驚きに値する)。

本発表の結論を先取りすれば、現代的なバタリアニズムの理論は道徳的責任の程度を上手く扱えないという悲観的なものとなる。責任の程度の差は、行為者による行為コントロールの程度の差に基づくものとして理解できるが、自然化されたリバタリアニズム的自由 (コントロール) は、リバタリアン (もしくは常識) がもともと想定する十分な程度の道徳的責任を説明することができない。この議論が従来によくあるリバタリアニズム批判と異なるのは、この責任の程度の問題が、リバタリアニズムが (彼らが最重要の課題とみなす) 閾値の問題を首尾よく乗り越えたとしても——すなわち道徳的責任にリバタリアニズム的自由が必要であり、かつその実在性が認められるとしても——なおも、その自由が「どの程度の責任」を可能にするのかを問うところにある。

この点でリバタリアニズムは、自由意志懐疑論と同種の課題——応報的な刑罰実践の見直し (ただし撤廃ではない) ——を抱えることになる。リバタリアニズムはむしろ、自らの立場を洗練させた先に行きつく結論として、積極的に道徳的・法的実践の見直しを訴えるべきなのである。

なお発表では時間の関係から、詳細な議論を展開するというよりも、議論の概略を示すことに重きを置きたい。

〈参考文献〉

- Coates, Justine and Philip Swenson. (2013). "Reasons-responsiveness and degrees of responsibility." *Philosophical Studies* 165 (2): 629-645.
- Kane, Robert. (1996). *The Significance of Free Will*. New York: Oxford University Press.
- Nelkin, Dana. (2016). "Difficulty and Degrees of Moral Praiseworthiness and Blameworthiness." *Noûs* 50 (2): 356-378.
- O'Connor, Timothy. (2000). *Persons and Causes: The Metaphysics of Free Will*. Oxford: Oxford University Press.
- Waller, Bruce. (2011). *Against Moral Responsibility*. Cambridge: MIT Press. (『道徳的責任廃絶論：責めても何もよくなる』, 木島泰三訳, 平凡社, 2025 年)